

新浜リサイクルセンター使用済蛍光管運搬処分等業務委託（単価契約）仕様書

1 委託名

新浜リサイクルセンター使用済蛍光管運搬処分等業務委託（以下、「本業務」という）

2 委託場所

新浜リサイクルセンター（以下「本施設」という）ほか

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 業務目的

本業務は、本施設に保管された使用済蛍光管（有害ごみに指定）を運搬し、また、適正な処分等を実施するものである。

※「中間処理（再生を行うことも含めてよい）及び最終処分（必要な場合のみ）」を「処分等」として定義する。以下同じ。

5 協力業者

（1）受注者は、本業務において運搬及び処分等を自社で行うことを原則とするが、運搬について自社にて行うことが難しい場合には、入札前までに別紙様式1「委託業務協力会社届出書（入札参加用）」を発注者へ提出すること。また、最終処分が必要な場合において、それを自社にて行うことが難しい場合も同様とする。

さらに、これが受理され発注者と契約を締結する際には、別紙様式2「委託協力会社選定通知書」により各業務内容及び許可番号を明記し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という。）上の許可区分等が明記された契約書を協力会社との間で締結し、発注者へ写しを1部提出すること。

（2）その場合、本業務の契約は、発注者と受注者と協力会社の数に応じて、運搬業務受託者甲、乙、丙、丁、、、最終処分業務受託者甲、乙、丙、丁、、、との多者契約とする。

（3）契約書の作成部数は契約者の数に応じた部数として読み替えるものとする。

（4）この場合の本業務の契約における債権者は受注者のみとし、発注者は受注者に委託料の支払いを行う。なお、委託料は運搬及び処分等の総額とし、受注者は適切な取り決めにより協力会社への支払いを行うこと。

（5）別添の「（個人情報取扱いなし）委託単価契約約款（以下「契約約款）」という」における受注者、運搬業務受託者甲、乙、丙、丁、、、及び、最終処分業務受託者甲乙、丙、丁、、、の取扱いは、契約約款第1条11項に示す「受注者が共同企業体を結成している場合」の事項を準用するものとし、その代表者に相当するものとして受注者を設定するものとする。

6 業務内容

受注者は、本施設で運搬用保管容器（ドラム缶）に保管された使用済蛍光管を運搬し、また、適正な処分等を実施する。

（1）対象物の種類及び予定数量

ア 種類 本施設に保管された使用済蛍光管ほか

本施設に保管された使用済蛍光管は本施設所有の蛍光管破砕機によってあらかじめ細かく破砕されたうえでドラム缶内に封入されている。

また、破砕時に発生した水銀粒子を吸着したフィルター等（活性炭約20kg×破砕機2台分、紙製フィルター約30cm四方1枚×破砕機2台分）は年度あたり1回程度交換しており、使用済みのフィルター等が発生した場合はそれらが封入されている旨を表示した上で、ドラム缶内に保管している。

加えて、体温計や血圧計などの水銀使用製品も蛍光管と同じドラム缶内でさらに容器に入れて分別して保管されており、それらが封入されている場合にはその旨を表示している。

処分等の対象は、上記の破砕済み蛍光管、フィルター等、体温計や血圧計などの水銀使用製品であり、本項に示すドラム缶及びその内容物を、以下「使用済蛍光管入りドラム缶」と呼ぶ。また、特に断りがない場合、単に「蛍光管」といった場合にはフィルター等や体温計や血圧計などの水銀使用製品を含む。

イ 予定数量 約 22,000kg

但し、上記の予定数量は本業務において受注者に業務履行量として保証するものではなく、変動することがある。

（2）蛍光管の搬出場所

千葉市新浜リサイクルセンター 千葉市中央区新浜町4番地

（3）処分等の場所及び処分等の方法

ア 中間処理（再生を含む）場所

受注者の所有する蛍光管中間処理施設のうち受注者が事前に提出した一般廃棄物処分業の許可証あるいは、一般廃棄物処理施設設置許可証に記載のある蛍光管中間処理施設

（以下「中間処理施設」という）

なお、一般廃棄物処理施設設置許可証を有していない場合は、法令に定められた一日当たりの処理量の制限を超えないようにすること。

イ 中間処理（再生を含む）方法

受注者が事前に提出した一般廃棄物処分業の許可証あるいは、一般廃棄物処理施設設置許可証で許可された中間処理方法

ウ 最終処分場所 ※必要な場合のみ

受注者（協力会社を届出た場合は協力会社）の所有する最終処分場のうち受注者が事前に提出した一般廃棄物処理施設設置許可証に記載のある最終処分場

エ 最終処分方法 ※必要な場合のみ

受注者が事前に提出した一般廃棄物処理施設設置許可証で許可された最終処分方法

(4) 業務の発生

本業務は、発注者からの指示によって業務が発生する。

(5) 蛍光管の運搬

ア 本施設からの運搬は保管時の荷姿で行う。

イ 運搬は本施設から中間処理施設までとする。また、最終処分が必要な場合において、中間処理施設から最終処分場までの運搬を要する場合には、中間処理施設から最終処分場までの運搬も行うものとする。

ウ 使用済蛍光管入りドラム缶の運搬車両への積込作業は、本業務に含むものとする。作業に必要なフォークリフトの貸し出しは可能だが、事前に発注者と打ち合わせを行い事故等の際は法令に従って適正に対応すること。なお、処分地での荷卸しは原則として受注者が行う。

エ 本施設から中間処理施設までの運搬車両は10tトラック以上を原則とする。

オ 発注者が指示する運搬数量は、受注者が本業務で使用する車両等の積載量を勘案し、事前に発注者と受注者とが協議して調整する。なお、指示数量は予定であり、変更がありうる。

(6) 空のドラム缶の納入

ア 受注者は、搬出した数量と同数の空のドラム缶を発注者が指示する期限までに本施設へ納入すること。

イ 納入する空のドラム缶は下記の仕様を満たしたものとし、形状に著しい問題がなければ本業務で使用し処分地で中身を取り出したドラム缶及びそれに準じたもの、または再生品でも可とする。なお、納入後不備が確認されたドラム缶については受注者の負担で交換すること。

種類：鉄製オープンヘッドドラム缶（天蓋をボルト式バンドで固定できる構造のもの）

容量： 200ℓ

直径：約0.6m

高さ：約0.9m

重量：約20kg

肉厚については発注者に確認すること。

(7) 蛍光管の処分等

ア 計量

使用済蛍光管の重量は、受注者の所有する適正な計量器で計量する。計量についての詳細は「9 委託料の支払い」を参照すること。

また、本施設でも計量を行うが、その計量値は参考とする。詳細は「7 本施設からの搬出時の注意事項」を参照すること。

イ 使用済蛍光管の処分等

「6（3）処分等の場所及び処分等の方法」に従い、処分等を実施する。

ウ その他

発注者からの求めに応じて処分等の際して排出されるばい煙等のモニタリング結果を提出すること。

7 本施設からの搬出時の注意事項

（1）本施設から中間処理施設までの運搬車両は、新浜リサイクルセンターの計量機（積載面寸法 3,000mm×7,500mm）で計量可能であること。

（2）本施設における計量では、風袋及び積載後の計量を実施すること。なお、本施設での計量値は参考とし、委託料の支払いに係る重量の計測については「9 委託料の支払い」による。
※前項6（6）に係る空のドラム缶を積載して来場した場合には、あらかじめ現場に荷卸した後に風袋を計量すること

（3）本施設敷地内では速度制限等を守ること。また、一方通行となっているため標識に注意すること。本施設事故等が発生した場合は、当事者間で処理すること。

（4）積込作業は原則として、本施設へ搬入されるごみや資源物の搬入時間外である12時から13時の間に行うこと。これによりがたい場合は発注者との協議により時間帯を決定すること。

（5）運搬車両が過積載にならないように積込を行うこと。

なお、参考として使用済蛍光管入りドラム缶の重量を以下に示す。

使用済蛍光管入りドラム缶：おおむね200～250kg（参考）

（6）積込をした使用済蛍光管入りドラム缶の本数を本施設の計量担当者に報告し確認を受けると。

8 提出書類

（1）受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」第7条第1項による「一般廃棄物処分業許可証」の写し、あるいは第8条第1項による「一般廃棄物処理施設設置許可証」の写しを発注者に提出しなければならない。また、許可事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出するものとする。

（2）契約に際しては誓約書を提出し、着手時には、現場代理人届・主任技術者選任届・着手届を提出すること。

(3) 受注者は、発注者による指示した業務を完了したときは、「完了届」「一般廃棄物マニフェスト」「計量結果報告書」「処理証明書」を提出すること。

9 委託料の支払い

(1) 受注者は、発注者の指示による業務が完了したときはその都度「完了届」を作成し、発注者が行う業務の検査を受けるものとし、検査に合格後委託料の請求をすることができる。

(2) 発注者は、原則として委託完了時に受注者へ委託料を支払うものとし、上記の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(3) 発注者が受注者に支払う金額は、以下に定める「蛍光管正味重量」に対し、契約単価を乗じたものとする。なお、10kg単位での計量とする。

蛍光管正味重量[kg] = 使用済蛍光管入りドラム缶重量[kg] - 空ドラム缶重量補正[kg]

(空ドラム缶重量補正・・・空ドラム缶1本につき20.0kgとする。)

なお、上式の「使用済蛍光管入りドラム缶重量」は処理施設敷地内での適正な計量値を基準とし、本施設での計量値は使用しない。

10 契約の解除

発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は異議の申し立て及び補償金等の請求はできないものとする。

(1) 本業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに定める委託基準に適合しなくなった時。

(2) 業務の履行において必要な許可、免許、登録、認定または各種の資格が取り消され、または抹消された時。

(3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、この契約の目的を達することができないと認められた時。

11 その他

(1) 受注者は、発注者が処理施設が存する自治体に対して廃掃法施行令第4条第1項第9号に基づいて行う通知を作成するための資料提供などの協力を行うものとする。

(2) 受注者は、発注者が委託業務の状況について特別に実地確認等の検査が必要と認めるときは、これに応じなければならない。

(3) 本仕様書及び契約書に定めがない事項は、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

